単身（１人）で申込みをされる方

単身（１人）で申込みされる場合、**次の① ～ ⑪のいずれかに当てはまり、戸籍上の配偶者がいないこと（⑩を除く。）が必要です**。

① ６０歳以上の方
② 身体障害者手帳（１級から４級まで）の交付を受けている方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
④ 療育手帳の交付を受けている方
⑤ 戦傷病者手帳（恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表の３の第１款症）の交付を受けている方
⑥ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方
⑦ 生活保護法による保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
⑧ 海外からの引揚者で、引揚後５年を経過していない方
⑨ 平成８年３月３１日までにハンセン病療養所に入所していた方
⑩ ＤＶ被害者で次のいずれかに該当する方
- 女性相談支援センター（当該施設から委託を受けた施設を含む。）における一時保護又は女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後５年を経過していない方
- 裁判所へ保護命令（接近禁止命令、退去等命令）を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から５年を経過していない方
- 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方

⑪ 犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等（詳細は、別冊「広島市市営住宅入居者募集案内（2026年度版）」8ページをご覧ください。）
- 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者
- 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

（その他の注意事項）
- 夫婦（内縁関係を含む。）、パートナー※を分離しての申込みはできません。
ただし、離婚調停中の方や、公的機関によりＤＶ被害者と認定されている方は、申込みをすることができます。
※「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、本市が協定を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。

○ 申込区分

申込みができる住宅は、入居人数に応じて、次のとおりです。

区　分	入居人数	募集住宅一覧表の区分
家　族	２～３人	「家族向け」、「家族向け（単身者入居可）」又は「小家族及び単身者向け」
	４人以上	「家族向け」、「家族向け（単身者入居可）」又は「多家族向け」
単　身		「単身者向け」、「小家族及び単身者向け」又は「家族向け（単身者入居可）」